

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地使用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十一日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

広島高速道路公社

二 事業の種類

県道温品二葉の里線新設工事（有料道路名「広島高速五号線」新設工事・広島県広島市
東区中山西二丁目地内から同区二葉の里二丁目地内まで）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番		地目		積		裁決手続を開始する 土地の面積（㎡）
			公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県広島 市東区牛田 東三丁目	一二七番	宅地	宅地	七八・五六	七九・四五	七九・四五	
	一七八			一〇四・七一	一〇五・八九		
	二四〇番					七一・一七 （別添地積測量図 中（B）の部分）	
	三四						

四 土地所有者の氏名及び住所

（氏名） 土肥 敏

（住所） 広島県広島市東区牛田東三丁目三七番一号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

（氏名） 株式会社もみじ銀行

（住所） 広島県広島市中区胡町一番二四号

（権利の種類） 根抵当権（昭和六十二年九月二日受付第二二八号、昭和六十三年四月

十九日受付第二五七六号及び平成元年九月四日受付第四六八号）

六 土地使用の裁決手続の開始を決定した日

平成二十九年九月十二日

別添

地番	240番34 240番	地積測量図
土地の所在	広島市東区牛田東三丁目	

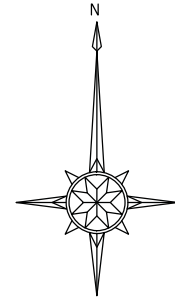
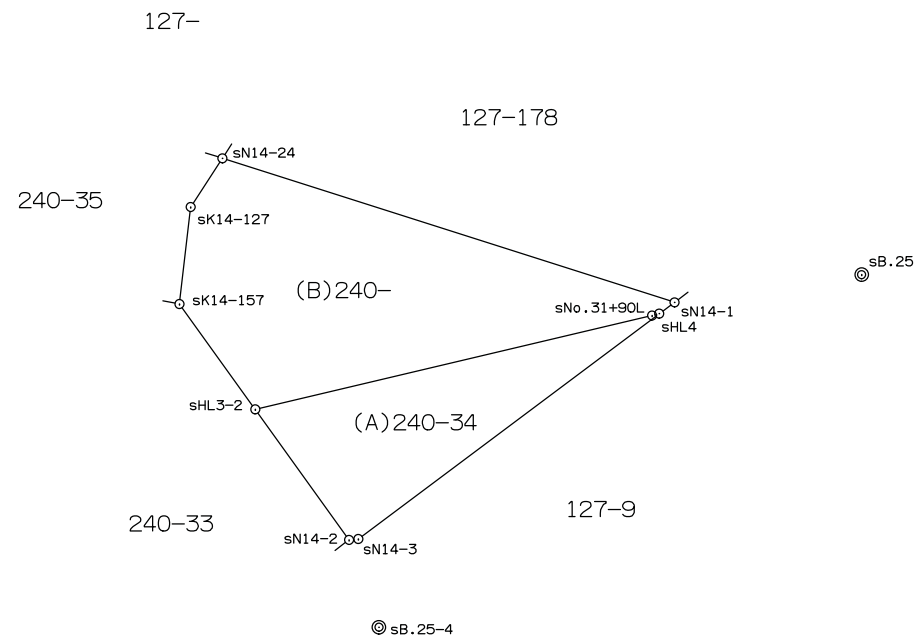
座標求積表 [座標法: $1/2\sum((X_{n+1}-X_{n-1})Y_n)$]				
地番	(A)240-34			
境界点	境界標	X _n	Y _n	辺長
sHL3-2		-176641.672	28952.983	13.488
sNo.31+90L		-176638.564	28966.108	0.246
sHL4		-176638.507	28966.348	12.433
sN14-3	新設金属標	-176645.956	28956.393	0.310
sN14-2	新設金属杭	-176645.981	28956.084	5.309
		倍面積	69.455111	
		面積	34.727555 m ²	

座標求積表 [座標法: $1/2\sum((X_{n+1}-X_{n-1})Y_n)$]				
地番	(B)240-			
境界点	境界標	X _n	Y _n	辺長
sHL3-2		-176641.672	28952.983	13.488
sNo.31+90L		-176638.564	28966.108	0.246
sHL4		-176638.507	28966.348	0.635
sN14-1		-176638.127	28966.856	15.697
sN14-24		-176633.367	28951.898	1.924
sK14-127	新設金属鉋	-176634.978	28950.847	3.231
sK14-157	新設金属鉋	-176638.188	28950.476	4.292
		倍面積	142.351199	
		面積	71.1755995 m ²	

引照点表					
基準点	X	Y	内角	距離	
器械点 sB.25 (金属鉋)	-176637.216	28973.041			
後视点 sB.25-4 (金属鉋)	-176648.871	28957.074	0 0 0	19.767	
視準点	境界の種類	X	Y	内角	距離
sHL3-2		-176641.672	28952.983	23 36 6	20.547
sHL4		-176638.507	28966.348	25 12 22	6.817



基準点一覧表			
名称	標識の種類	X	Y
s9A691	補助点 (金属鉋)	-176573.296	28936.815
s9A697	補助点 (金属鉋)	-176645.304	28924.095
s9A699	補助点 (金属鉋)	-176665.625	28907.878
s9A683	補助点 (金属鉋)	-176599.241	29105.830



世界測地系 (III系)
変換パラメータVer. 2.1.1
平成28年2月1日測量

作成者	広島市中区舟入南二丁目1番5号 土地家屋調査士 長力 晋 (平成29年4月28日作成)	申請人		縮尺	1/250
-----	---	-----	--	----	-------